

第22回 京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

平成29年6月22日（木） 14時30分から16時30分まで

2 開催場所

ホテル本能寺 西館5階 『雁（かりがね）』

3 出席者（敬称略）

委員7人，事務局9人

委員 生實 良子
〃 高松 令子
〃 中島 久和
〃 西村 修次
〃 原 強
〃 宮川 恒
〃 山本 芳華

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長

医務担当局長，保健所長

〃 医療衛生推進室長

〃 医療衛生センター長

〃

〃

〃

〃

〃

健康安全課長

健康安全課課長補佐

食品安全担当

健康危機対策担当

食品安全担当

別府 正広

谷口 隆司

中谷 繁雄

太田 眞一

中村 正樹

日野 唯行

安藤 雅奈子

掛布 有紀

高尾 恭平

4 次第

(1) 開会

(2) 京都市挨拶

(3) 報告

ア 食の安全安心デーの制定について

イ 平成28年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

(4) 議題

第2期京都市食の安全安心推進計画の推進状況等について

(5) 閉会

5 会議録

(1) 議題

ア 食の安全安心デーの制定について

資料1に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

今年の8月1日の食の安全安心デーはどのような取組を行うのか？

●事務局

オープニングセレモニーから始まり、啓発活動として、参加者にうちわを配布する。また、より啓発効果を高めるため、体験型のブースを出展するなど、様々な取組を展開する予定である。

○委員

啓発にあたり、参加される方々にパンフレット等は配布するのか？

●事務局

カンピロバクターやノロウイルス等の食中毒予防に関するパンフレットを配布する。また、食の安全安心デーに関するイベントを開催するにあたり、開催案内に関するパンフレット等を作製し、配布するなど、広く周知していく予定である。また、セレモニーの他に、8月1日は市内各区でも様々な啓発活動を展開する予定である。

イ 平成28年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

資料2に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

「京都市食品衛生監視指導計画」と「京都市食の安全安心推進計画」の違いは？

●事務局

「京都市食品衛生監視指導計画」は食品衛生法に基づき、毎年度策定することとされている単年度計画である。一方、「京都市食の安全安心推進計画」は「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、策定しているものであり、計画期間は5年である。「京都市食品衛生監視指導計画」は、「京都市食の安全安心推進計画」の施策目標の達成に向け、年度ごとに取り組む内容を定めているものである。

○委員

平成28年度の監視指導結果の公表はどのように行うのか？

●事務局

道機関への情報提供に加え、ホームページにも掲載する。

○委員

今年、乳児にハチミツを与えてしまい、乳児ボツリヌス症で死亡者が出ってしまった事案が発生したが、このような事案を防ぐため、京都市ではどのような啓発を実施しているのか？

●事務局

乳児ボツリヌス症に関しては、本市で行っている乳児検診やホームページで周知している。また、本事案を受け、ホームページやFacebookにて乳児ボツリヌス症の啓発を行った。

今回問題だったのは、インターネットに掲載されていたレシピを参考に調理され、乳児に与えてしまったことである。インターネットからの情報は、消費者が手軽に入手できる重要な情報源になっており、国等からインターネットに情報を公開している業者に対し、啓発する必要があると考える。

○委員

ハチミツによる乳児ボツリヌス症に関して、女性は知っている方が多いと思うが、男性にも情報提供が必要と考える。

○委員

食中毒の発生件数は、家庭で発生した食中毒は含まれていないのか？

●事務局

発生件数として計上しているのは、原因施設等の特定に至った件数であり、家庭で発生した件数は含まれていない。

○委員

ノロウイルス食中毒患者の嘔吐物等からの空気感染による感染性胃腸炎は食中毒に含まれるのか？

●事務局

食中毒は飲食物を介して感染するものであり、空気感染は食中毒に含まれず、感染症に該当する。

○委員

4ページのO157の事例について、O157は肉に関係するイメージがあるが、今回の感染源はキュウリなのか？

●事務局

キュウリが感染源だと言われている。もともと、キュウリにO157が存在していたのか、二次汚染によるものかは分からない。以前、浅漬けによるO157食中毒が発生したが、そのときは製造工程で汚染されたことが分かっている。今回もその可能性が高いと考えられる

本件では、老人ホームにおいて食中毒が発生し、患者が老人であったことから、本市においても、老人ホーム等の高齢者等に食事を提供する施設について緊急に立入調査を行った。

○委員

和食、和菓子の検査について、京都を代表する食品ではあるが、これだけの数を年間に検査する必要はあるのか？

●事務局

京都市は観光都市であるため、京都の食を代表する和食及び和菓子の検査を充実することにより、市民だけでなく、観光客の方にも安心して、京都に観光に来ていただけることにもつながると考えている。

○委員

お菓子には生菓子和焼菓子があるが、両者について検査を実施しているのか？

●事務局

添加物については、両者について検査を実施している。特に生菓子は、食中毒のリスクを考慮し、細菌検査も実施している。

○委員

アレルギーについては実施しているのか？

●事務局

アレルギー対策として、検査を実施し、適切に表示がなされているか確認している。

○委員

包装品以外の商品や表示が免除されている量り売り等により販売されている商品についてはどのような指導を行っているのか？

●事務局

量り売り等の表示義務がない商品を販売する場合には、店頭表示をするよう指導を行っている。

○委員

京都市の食の安全を担保するため、京都市が使命感を持ち、非常に意義のある取組を行っていると感じている。更なる食の安全を実現するためには、効率的・効果的な監視指導が必要である。そのため、「京都市食品監視指導計画」の策定について、現場で監視指導や検査などの業務を行っている方の意見を取り入れるなど、実態に合わせた「京都市監視指導計画」を策定したほうがいいのではないのか？

●事務局

御指摘いただいたとおり、策定にあたっては、現場の監視員の意見も聞いた上で、実態に合わせることは重要であると考えている。例えば、収去検査について、過去何年も違反が確認されていないものについては、必要に応じて増減し、実態に合わせるようにしている。

「京都市食品監視指導計画」には、年間の収去計画も明記している。収去計画の策定に際し、現場の監視員の意見も取り入れている。そのため、毎年、検査件数及び検査項目が違う。今後も現場の意見を取り入れ、実態に合わせた「京都市監視指導計画」を策定していく予定である。

(2) 議題

第2期京都市食の安全安心推進計画の進捗状況等について

第2期京都市食の安全安心推進計画の進捗状況等について、資料3に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

HACCPと京（みやこ）・食の安全衛生管理認証の違いは？資料3-1に記載されている認証取得施設の数はこの2つの認証取得施設の合計なのか？また、平成27年から平成28年にかけて、認証の新規取得施設数が3件であるが、認証を取得済みの施設数は、平成27年、平成28とも127施設と記載されている。なぜ取得済みの施設数が変わらないのか？

●事務局

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証はHACCPの考え方を一部取り入れたものであり、これをステップとしてHACCPによる衛生管理の取組を目指してもらうこととしている。HACCPは届出制度がないので、施設数を把握することが難しく、今回、資料3-1の認証取得施設数に計上している施設数は全て京（みやこ）・食の安全衛生管理認証取得施設の数である。

京（みやこ）・食の安全衛生管理認証取得済みの施設数については、新規で3件取得したが、取得済み施設の廃業により、最終的に取得済み施設数は127件となった。

●事務局

補足として、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証を取得している施設の中には、HACCPを導入している施設もある。HACCPの届出制度がないので、HACCP導入施設数は把握できないが、今後、京（みやこ）・食の安全衛生管理認証を活用することで、HACCPを導入している施設の把握にも努めていきたい。

○委員

啓発活動の一環として、京都市で大人向けと子供向けの手洗いのDVDを作製したとのことだが、この手洗いのDVDは今後どのように活用していくのか？

●事務局

子供向け用のDVDについて、保育園や学童保育所などの子供が通う施設において、食事の前に活用していただくようお願いしている。

大人向け用の DVD について、保護者と子供との会話のきっかけとなるように子供が通っている施設に配布し、保護者の方に渡していただき、衛生上の注意点等を親子で話し合うきっかけにしてほしいと考えている。

○委員

収去では、表示に関しても確認しているのか？

●事務局

収去に関しては、食品衛生法と、食品表示法を根拠に収去しており、収去の際に商品の表示を確認し、不適切な表示であれば、是正指導をしている。また、添加物やアレルギー表示に関しては、検査を実施しないと判断できないため、収去検査結果を受け、表示が不適切であれば、是正指導等、適切に対処している。

○委員

ごみ減量のため、どのような取組を行っているのか？

●事務局

食品衛生とごみの問題は相反するものと言われている。食品衛生を意識すると、食品を早く捨てるようになる。「第2期京都市食の安全安心推進計画」の個別施策22に掲げているように、ごみ半減を目指す「しまつのこころ条例」を推進しながら、食品衛生を担保していく取組を行っている。例えば、KES 認証というのがあり、これには食品部門もあり、安全を担保しながらごみを減らす取組を行っている施設を認証する制度である。このような事業とも連携し、ごみの減量を図りながら、食品衛生を担保する取組を進めていきたいと考えている。

○委員

手洗いの動画について、他にどのように活用していくのか？

●事務局

先ほど説明した DVD を作製し、各所に配布する他、Youtube に手洗い動画を上げ、皆さんが閲覧できるようにしようと考えている。

○委員

資料3-1に情報発信としてメール配信回数が57回と記載されているが内訳はどのようなのか？

●事務局

情報発信については、Facebook による情報発信が21件、みやこ健康・安全ネットによる情報発信が36件であり、これらの合計である。

○委員

リスクコミについては、どういう中身で実施していくか計画を立てた方がいいのではないのか？

●事務局

今後のリスクコミュニケーションについては、市民や事業者のニーズ、行政からの情報提供など、計画的なリスクコミュニケーションが必要であると考えている。

例えば、Facebook では見られた方の年齢層等が分析できる。どのような情報について需要があるのか把握し、リスクコミュニケーションを展開していきたい。

○委員

第2期京都市食の安全安心推進計画については、28年度は初年度として指標の増減はあるものの、審議会として、監視指導計画に基づく取組を中心に順調に進捗していると評価できる。

本審議会でもいただいた御意見を参考にし、今後の食品衛生業務に取り組んでいきたい。

(以上)